

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。



◎決算特別委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号までを議題といたします。

認定第1号から認定第10号までは、決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

4番、矢沢明伸君。

決算特別委員会委員長、矢沢明伸君。

〔決算特別委員会委員長 矢沢明伸君 登壇〕

○決算特別委員長（矢沢明伸君） それでは、決算特別委員会の報告について申し上げます。

配付してあります決算特別委員会審査報告書をご覧ください。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか、その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼にして審査した。

1、認定第1号 令和4年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。

①歳入では地方交付税の占める割合が歳入全体の54.8パーセントとなり、前年度対比で6.4パーセントの増となった。今後の国からの財政措置は厳しくなることが予想される。ふるさと納税等の自主財源の確保に一層努められたい。

②歳出では委託料の占める割合が歳出全体の18.9パーセントとなり、前年度対比で9.

3パーセントの増となった。また負担金補助及び交付金も歳出全体の14.3パーセントとなり、前年度対比で20.2パーセントの増となった。特に当町が直面している人口減少に対し、U・Iターン支援や看護師等の専門職確保補助制度を設けているが成果が乏しい結果となった。歳出割合の大きい両科目の成果の評価・検証を常に行い、随時見直しを図るなど制度の趣旨に沿った適切な予算執行に努められたい。

2、認定第2号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3、認定第3号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4、認定第4号 令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 令和4年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

10、認定第10号 令和4年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、認定1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第1号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第2号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 認定第4号について反対討論を行います。

私はこの制度そのものに反対であります。これは町よりも国が75歳以上の高齢者、区切って医療制度を改悪したものであります。一言でいけば受益者負担、いわゆる国民に国が国の予算を少なくして、国民に加入者に負担を多くしていく。こういう制度のあり方。その結果、只見町民も広域化の下で、後期高齢者保険料、毎年上がり続けて、今では標準保険料、個別割合が4万円台であります。高額とそのほかに所得割がありますから、高額の負担にな

っております。社会保障制度の根幹を国が守らないで、国民に負担を強いていく。こういうあり方が良いのかどうなのか。社会保障制度の根本が問われる問題だと私は思っています。高齢になれば、当然、複数の医者に掛かる頻度も多くなる。人生、若い時からずっと働いて社会の発展に貢献した、そういう人達を温かくやはり見守る政治制度設計が私は必要だというふうに思います。それに真っ向から反するこの制度。私は絶対許すことができないという点で、予算も決算も、議員になってから一貫して、この制度については反対してまいりました。そういうことで反対討論といたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第5号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第5号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第6号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は、認定することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第54号 財産の取得について、同意第2号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて、同意第3号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて、同意第4号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） それでは、追加日程第1、議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第54号 財産の取得についてであります。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量、消防ポンプ自動車、CD-I型、1台。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2,497万円。4、契約の相手方、

会津若松市材木町一丁目10番22号、株式会社ホシノ、代表取締役、湯田文章氏でございます。

こちらのほう、第3分団第2機動班、上福井にありますポンプ車の更新でございます。平成10年式のポンプ車でございますけれども、経年劣化が進んでおりますので、こちらのほう新規に取得するものでございます。

お配りいたしました資料でございますけれども入札結果報告書でございます。入札日時は令和5年9月12日であります。指名業者は4者。うち辞退された業者が2者で、2者による入札で行いました。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これ、購入にあたっては、たぶん、オプションでいろんな設備・機器等が付くと思いますけれども、そのオプションの部分の決定の仕方はどういうふうな形で決定されたのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 色々装備がございます。まず、今まで使用してきたものと比較しての装備の拡充等もございます。そして、この使用している機動班、そちらのほう含めまして消防団での協議の結果、装備については決定してございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第54号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、同意第2号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではご説明いたします。

同意第2号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字只見字雨堤1054番地の2。氏名、敬称は略させていただきます。菅家三雄。生年月日、記載のとおりでございます。

どうかご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせの規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、佐藤孝義君、2番、山岸国夫君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、3番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） ここで投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票のうち賛成票 11 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

立会人は自席へお戻りください。

議場の出入口を開きます。

〔議場開ける〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第 3、同意第 3 号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで議長を交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（佐藤孝義君） 議長を交代いたしました。

地方自治法第 117 条の規定により、12 番、大塚純一郎君の退席を求めます。

〔12 番 大塚純一郎君 退席〕

○副議長（佐藤孝義君） 朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（渡部勇夫君） それではご説明いたします。

同意第 3 号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第 4 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字黒谷字田中 1198 番地。氏名、敬称は略させていただきます。大塚純一郎。生年月日は記載のとおりでございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○副議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせの規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐藤孝義君） ただ今の出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、齋藤邦夫君、4番、矢沢明伸君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（佐藤孝義君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付は終わりました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○副議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票を願います。

次に、2番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○副議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（佐藤孝義君） 投票の結果を報告します。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。有効投票のうち賛成票 10 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについては、
原案のとおり可決されました。

立会人は自席へお戻りください。

議場の出入口を開きます。

〔議場開ける〕

○副議長（佐藤孝義君） 大塚議員の復席を許可いたします。

議長を交代いたします。

〔議長交代〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第 4、同意第 4 号 只見町特別功労者の表彰につ
き同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、1 番、佐藤孝義君の退席を求めます。

〔1 番 佐藤孝義君 退席〕

○議長（大塚純一郎君） 朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは同意第 4 号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるこ
とについて説明いたします。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字大倉字上田114番地の1。氏名、敬称は略します。佐藤孝義。生年月日は記載のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせの規定に基づき、無記名投票で行います。

ここで議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、中野大徳君、6番、小沼信孝君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、2番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。有効投票のうち賛成票10票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第4号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについては、
原案のとおり可決されました。

立会人は自席へお戻りください。

議場の出入口を開きます。

〔議場開ける〕

○議長（大塚純一郎君） 佐藤議員の復席を許可します。

〔佐藤議員 入室〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎固定資産審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 次に、追加日程第5、同意第5号 固定資産審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 同意第5号 固定資産評価審査会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第423条第3項の規定に基づき、固定資産審査委員会委員に次の者を専任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字只見字宮前1304番地の1。氏名、敬称は略します。渡部茂。生年月日は記載のとおりでございます。

同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、酒井右一君、8番、酒井正吉郎君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） ここで選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成票11票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

立会人は自席へお戻りください。

議場の出入口を開きます。

〔議場開ける〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第11、陳情5－8 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情を議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情5－8については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情5－8については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情5－8を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情5－8については採択することに決定しました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。
追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第6、発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

提案者、私、山岸国夫。賛成者、齋藤邦夫、中野大徳、小沼信孝、佐藤孝義です。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
裏面めくってください。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

今、地方公共団体には急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、
度重なる資源災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、あるいは行政のデジタル化推進など、極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、急激な物価高騰で急増する多様な社会保障ニーズへの対応など、新しい課題にも取り組む必要があります。

これらに対応するための地方財政について、政府は、骨太方針2021において、令和3年度の地方一般財源基準を令和6年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、物価高騰等も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

自席にお戻りください。

それでは、ここで採決いたします。

発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第12、発委第7号 議員の派遣についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

3番、齋藤邦夫君。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員長（齋藤邦夫君） 発委第7号。

提案者、議会運営委員会委員長、齋藤邦夫。

議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。別紙を申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、町村議会議員研修会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、郡山市、ビックパレットふくしま。（3）期間、令和5年10月23日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員12名。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第7号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎9月会議以降における正副議長、議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、9月会議以降における正副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和5年只見町議会9月会議が散会されるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

9月会議は、6日から本日まで、10日間という長きにわたり慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。

一般質問におきましては、9名の議員の方々からご質問をいただきました。観光政策や薪エネルギー、JR只見線、駅舎の問題等々、観光政策に関するもの、これからの振興策に関するもの、それから地域医療体制やごみの削減、簡易水道など、住民の生活に密着した大切な課題へのご提言・ご意見をいただきました。そして、広く人口減少であったり、義務教育施設の、施設の維持管理の問題等々のご意見をいただきました。いずれも大切な、取り組まなければならない課題、また同じく取り組まなければならない政策であるというふうに改め

て深く認識したところでございます。

今後はいただきましたご意見をしっかりと受け止めさせていただきまして、町民の声を広く聴き、そして職員と共に検討を加えて課題や政策に向けて取り組んでまいりたいと思えます。それぞれ進めるにあたりましては様々な課題があるとは思いますが、その課題に躊躇することなく、課題解決を図りつつ、一歩ずつ進めていきたいというふうに考えております。

また、議案審議にあたりまして可決いただきましてありがとうございます。ただ、一般会計の補正予算につきましては、事前の丁寧な説明であったり、様々な課題が結果として浮き彫りになったというふうに提案者として反省するところもございますので、可決はいただきましたが、今後の様々な議案の提案にあたっては、さらに検討を加えて、慎重な態度で今後の議案につきましては提案に努めていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、決算審査にあたりましては、監査委員のご意見とともに、決算審査、一般会計並びに各特別会計につきまして、先ほど特別委員会委員長報告をいただきまして、一般会計につきましては特に自主財源の確保ということが新たなご意見としていただいております。自主財源、特にふるさと納税につきましても、その辺の現在のような枠組みで良いのか、もう少しこう、返礼品の内容を充実させる、金額的に拡大する。あとは総務省の指導に沿って、その返礼額の割合もありますので、その辺のことをしっかりと抵触しないように守りながら、充実を図って自主財源の確保に図っていくよう、職員と共に研究していきたいと思えます。

また、ほかにいただきました意見につきましても、よく検討したうえで取り組んでまいりたいと思えます。少し長くなってしまっていて恐縮ではありますが、本当にいただいたご意見、様々な事柄をしっかりと踏まえて、今後、改善を図りながら努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今年の夏は非常に酷暑と言われる大変暑い夏が続きました。ようやく最近、朝晩涼しくなってきましたが、体調がなかなか整えるのが大変な季節に入っておりますので、議員の皆様方には益々ご自愛いただきまして、只見町の町政進展のためにご指導・ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、9月会議散会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は通算10日間の長い日程ではありましたが、議員各位のご協力によりまして予定しておりました日程を終了することができました。

また、決算特別委員会の審議については、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力により十分審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

また当局におかれましては、監査委員や一般質問で出されました意見あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等に特に留意をされ、町民が望む、町民のための事務事業の速やかな執行と町政進展に今後ともさらにご努力されますことをお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、秋の収穫時期を迎え忙しくなります。健康には十分注意され、ご活躍いただきますことをお願いをしご挨拶といたします。



◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君）　以上で、本9月会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

上着の着用を求めます。

これにて、只見町議会9月会議を終了いたします。

ご苦労様でした。

（午前11時11分）